

全国農業協同組合連合会に対する勧告等について

平成2年1月11日

公正取引委員会

第1 全国農業協同組合連合会に対する勧告について

全国農業協同組合連合会は、独占禁止法第24条の規定により同法の適用を除外される協同組合であるところ、次のとおり、青果物用段ボール箱の取引に関し、適用除外の範囲を逸脱し独占禁止法に違反する不公正な取引方法に該当する行為を行っていると認められたので、公正取引委員会は、本日、同連合会に対し、独占禁止法第48条第1項の規定に基づき勧告を行った。

1 関係人の概要

名 称	全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）
所 在 地	千代田区大手町1丁目8番3号
代 表 者	理事 石川 正平
設 立 年 月 日	昭和47年3月30日
事 業 概 要	米穀等の販売事業、農業資材等の購買事業ほか
会 員 数	3,654名（平成元年6月末日現在）
支 所	東京支所ほか4支所
総 取 扱 高	約6兆6,486億円（昭和63年7月～平成元年6月）

2 違反事実、法令の適用、排除措置等

(1) 違反事実

全農は、都道府県経済農業協同組合連合会を通じて農業協同組合（以下「単協」という。）、出荷組合等に青果物用段ボール箱を供給しているところ、自己の供給数量の増大を図るため、東日本において、段ボール箱の製造業者又は販売業者が全農経由のものより低い価格で、直接、単協、出荷組合等に販売することを阻止する方策として、次の措置を講じている。

ア 契約先段ボール箱製造業者（以下「指定メーカー」という。）に対し、青果物用段ボール箱を直接、単協、出荷組合等に販売しないようにさせてている。

事例：(ア) リートモク（長野県下の単協に青果物用段ボール箱を直接販売していたところ、全農は、同社に対し、これを取りやめるよう申入れ。）

(イ) 日本ハイパック㈱（山形県下の出荷組合からの引き合いに応じ、同組合に直接販売しようとしていたところ、全農は、同社に対し、これを行わないよう申入れ。）

(ウ) 鎌田段ボール工業㈱（全農は、同社に対し、岩手県下において単協、出荷組合等に直接販売しないよう申入れ。）

イ 指定メーカー以外のものが新たに青果物用段ボール箱の製造販売を開始することを妨げている。

事例：(7) セツツ㈱（埼玉県下に工場を建設し、単協に対し青果物用段ボール箱の受注活動を行っていたところ、全農は、同社に対し、これを取りやめるよう申入れ。）

(1) 勝トキワパッケージ（埼玉県下に工場を建設し、青果物用段ボール箱の製造販売を開始したところ、

①全農は、東日本段ボール㈱等に対し、勝トキワパッケージに青

果物用段ボール箱向け段ボールシートを供給しないよう要請。

②全農は、レンゴー㈱等に対し、勝トキワパッケージの親会社の

製品（段ボール中芯原紙）を購入しないよう要請。）

ウ 全農経由で青果物用段ボール箱を購入している単協が全農経由のものより低い価格で段ボール箱製造業者等から直接購入することを防止するための対策に要する金員（「市況対策費」と称する。）を指定メーカーに提供させている。

エ 「関東五県対策」（全農は、以上のはかに、関東5県における特別対策としてレンゴー㈱等に対し、青果物用段ボール箱を直接、単協、出荷組合等に又は農業用資材販売業者等に販売しないようする旨、全農を通さずに販売する他の段ボール箱製造業者に青果物用段ボール箱向け段ボールシートを販売しないようする旨等を申し入れ、その遵守を確認させた。）

(2) 法令の適用

ア 前記2(1)ア、イ(7)及びエ……独占禁止法第19条（不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第13項（拘束条件付取引））

イ 前記2(1)イ(4)……………同上（不公正な取引方法第2項（その他の取引拒絶））

ウ 前記2(1)ウ……………同上（不公正な取引方法第14項第2号（優越的地位の濫用））

(3) 排除措置

全農は、次の措置を探ること。

ア 前記2(1)ア及びエの事実について

㈱トーモク、日本ハイパック㈱、鎌田段ボール工業㈱に対し行った申入れ及び「関東五県対策」の実施に際しレンゴー㈱等5社に確認させた事項をそれぞれ撤回し、これらと同様に東日本において行っている措置を取りやめるとともに、今後、同様の行為を行わないこと。

イ 前記2(1)イの事実について

セツツ㈱に対する申入れ、東日本段ボール㈱、レンゴー㈱等に対する要請をそれぞれ撤回するとともに、今後、指定メーカー以外のものが青果物用段ボール箱の製造販売を開始することを妨げる行為を行わないこと。

ウ 前記2(1) ウの事実について

東日本において指定メーカーに対し行っている「市況対策費」と称する金員の提供を要請する措置を取りやめるとともに、今後、これと同様の行為を行わないこと。

エ 周知措置

上記アからウに基づいて採った措置を、東日本に所在する青果物用段ボール箱の製造業者、販売業者及び需要者に周知徹底させること。

(4) 勧告諾否の期限

全農は、平成2年1月25日までに、この勧告を応諾するか否かを公正取引委員会に通知しなければならない。

なお、応諾しない場合には審判手続が開始されることとなる。

第2 その他の措置について

1 全農に対する警告

全農は、指定メーカーに青果物用段ボール箱を製造させるに当たり、原則として当該青果物用段ボール箱の製造に要する段ボール原紙を自己から全量購入させるようにしているところ、全農からの緊急の納入要請に対応するため指定メーカーが全農から段ボール原紙を購入する時間的余裕がない等により、自ら段ボール原紙を調達して青果物用段ボール箱を製造したようなときについても、補正措置と称して事後的にこの分に相当する段ボール原紙を全農から購入させている事実が認められた。

全農のこのような行為は、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項（優越的地位の濫用））の規定に違反するおそれがあるため、前記の補正措置を取りやめるとともに、今後、再びこのような行為を行わないよう警告を行った。

2 愛知県経済農業協同組合連合会及び全農に対する警告

愛知県経済農業協同組合連合会及び全農は、青果物用段ボール箱の製造販売を行おうとしていたグリーン包装株式会社（愛知県渥美郡田原町）の設立を取りやめさせるようにしていた疑いが認められた。

愛知県経済農業協同組合連合会等のこのような行為は、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第2項（その他の取引拒絶））の規定に違反するおそれがあるため、当該行為を排除するために必要な措置を探るとともに、今後、再びこのような行為を行わないよう警告を行った。

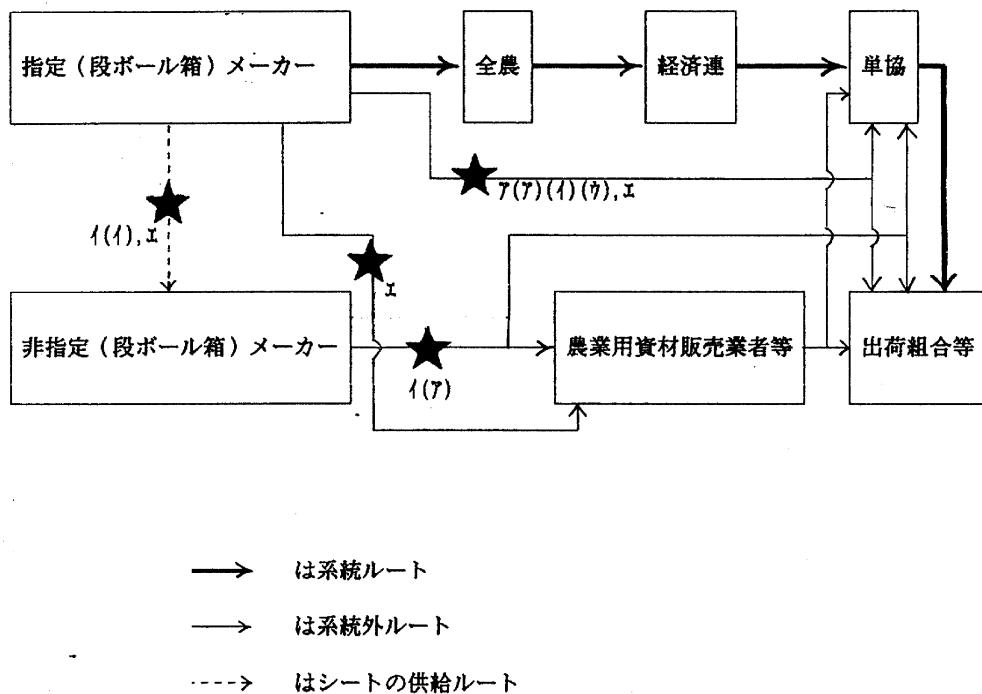
問い合わせ先 公正取引委員会事務局
審査部第二審査
電話03(581)3382

(参考)

1 青果物用段ボール箱は、野菜、果実等の包装に使用される段ボール箱である。

なお、東日本における青果物用段ボール箱の総需要数量は昭和62年度（62.7～63.6）約 6億7,000 万箱である。

2 青果物用段ボール箱の主要な流通経路と違反行為の関係



(注) 東日本における全農の取扱シェアは、約60パーセントである。

独占禁止法関係法条抜き

○私的独占の禁止及び公正取引の

確保に関する法律

(昭和二十二年四月十四日
法律第五十号)

〔一定の行為の組合の行

第二十四条 この法律の規定は、左の各号に掲げる要件を備え、且つ、法律の規定に基いて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。但し、不公平な取引方法を用いる場合又は一定の

取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること

二 任意に設立され、且つ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができるること

三 各組合員が平等の議決権を有すること

四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

〔不公正な取引の禁止法第十九条 事業者は、不公平な取引方法を用いてはならない。

○不公正な取引方法

(昭和五十七年六月十八日
公正取引委員会告示第十五号)

2 その他取引拒絶の条件

引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

一 繼続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させるこ

二 繼続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供されること。

平成二年（勧）第一号

勧告書

東京都千代田区大手町一丁目八番三号

全国農業協同組合連合会

右代表者 理事 石川正平

公正取引委員会は、右の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第四八条第一項の規定に基づき、次とおり勧告する。

-1-

主文

一 全国農業協同組合連合会は、

(一) 株式会社トモクに対し昭和五七年一一月一九日に、日本ハイパック株式会社に対し昭和六〇年四月上旬及び昭和六一年二月中旬に、並びに鎌田段ボル

ル工業株式会社に対し昭和六〇年三月中旬に行つた青果物用段ボル箱を系統外ルートにより需要者に販売しないようする旨の申入れ

(二) 昭和五六六年一〇月下旬、「関東五県対策」の実施に際し、レンゴー株式会社、本州ダンボル工業株式会社、福岡製紙株式会社、株式会社トモク及び森紙業株式会社に対し、青果物用段ボル箱を系統外ルートにより需要者に販売しないようするために確認させた事項

をそれぞれ撤回し、これらと同様に東日本において取引先段ボル箱製造業者に対し行つてゐる青果物用段ボル箱を系統外ルートにより需要者に販売しないよううにさせる措置を取りやめとともに、今後、これと

-2-

同様の行為を行わないこと。

二 同連合会は、

(一) セツツ株式会社に対し昭和六〇年七月月中旬に行つ

た青果物用段ボル箱の需要者に対する受注活動を取りやめるようする旨の申入れ

(二) 東日本段ボル株式会社に対し昭和六二年一月中旬

旬及び日本マタイ株式会社に対し昭和六二年三月ごろ行つた株式会社トキワパッケージに青果物用段

ボル箱向け段ボルシートの供給をしないようする旨の要請

(三) レンゴー株式会社、本州製紙株式会社、株式会社

トモモク及び森紙業株式会社に対し昭和六二年夏から秋にかけて行つた常盤産業株式会社から段ボル

中芯原紙を購入しないようする旨の要請

をそれぞれ撤回するとともに、今後、取引先段ボル箱製造業者以外のものが青果物用段ボル箱の製造販売を開始することを妨げる行為を行わないこと。

三 同連合会は、東日本において取引先段ボル箱製造業者に対し行つている「市況対策費」と称する金員の提供を要請する措置を取りやめるとともに、今後、これと同様の行為を行わないこと。

四 同連合会は、前三項に基づいて採つた措置を、東日本に所在する青果物用段ボル箱の製造業者、販売業者及び需要者に周知徹底させること。この周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けること。

五 同連合会は、前各項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告すること。

理 由

第一 事 実

一 (一) 全国農業協同組合連合会（以下「全農」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、昭和四七年三月三〇日、農業協同組合法（昭和二二年法律第一三二号）に基づき設立された農業協同組合連合会であり、会員に対する青果物用段ボル箱の供給その他の経済事業を行っている者である。

全農は、農業協同組合（以下「単協」という。）、単協が構成員となつておおむね都道府県を地区として設立されている都道府県経済農業協同組合連合会（以下「経済連」という。）その他の農業団体を会員としており、会員の数は、平成元年六月末日現在、いわゆる総合農協のうちのほ

とんどすべての単協及びすべての経済連を含む三、六五四名である。

全農は、全国に東京支所等五支所を置いており、そのうち東京支所の事業区域は東北六県、関東一都六県、新潟県、山梨県及び長野県（以下「東日本」という。）である。

(二) 我が国における青果物用段ボル箱の主要な供給経路は、段ボル箱製造業者から全農及び経済連を経て単協、出荷組合等の需要者（以下「需要者」という。）に供給される経路（以下「系統ルート」という。）と段ボル箱製造業者から直接に又は農業用資材販売業者等を経て需要者に供給される経路（以下「系統外ルート」という。）である。

青果物用段ボル箱の供給数量全体に占める系統ルートによる供給数量の割合は、昭和六二年七月から昭和六三年六月までの一年間において、東日本で約六割、全国で約五割である。

青果物用段ボル箱の製造業者は、一回当たりの取引数量が大きく、

かつ、安定的需要が見込めること、代金回収が確実であること等から、全農との取引を強く望んでいる状況にある。

(三) 全農は、段ボルシート及び段ボル箱を製造している者のうち主要なものとの間に「売買基本契約」を締結し、これらの者(以下「指定メカ」という。)から青果物用段ボル箱を購入している。また、全農は、青果物用段ボル箱の購入に際し、原則として、その製造に要する段ボル原紙を段ボル原紙製造業者から購入して指定メカに供給することとしている。

全農は、青果物用段ボル箱を系統ルートにより供給するに当たり、指定メカ別にそれが製造した青果物用段ボル箱を納入する地域を指定することとしており、この地域をおおむね経済連の事業区域ごとに定め、これを「指定県」と称している。

指定メカのうち東日本にその指定県を有する者は、平成元年六月

末日現在二四社である。

二 全農は、かねてから、系統ルートによる青果物用段ボル箱の供給数量の維持拡大に努めているところ、その一層の推進を図るため、東日本において、指定メカが青果物用段ボル箱を系統外ルートにより販売しないようにさせる措置及び指定メカ以外のものが青果物用段ボル箱の製造販売を開始することを妨げる措置を講じ、また、需要者が青果物用段ボル箱の購入を系統ルートから系統外ルートに変更することを防止する対策を行うために要する金員を指定メカに提供させる措置を講じている。

これらに関する事例は、次のとおりである。

(イ) 全農は、指定メカであつて神奈川県等を指定県とする株式会社トモク(以下「トモク」という。)が、昭和五七年ごろ、指定県でない長野県において青果物用段ボル箱を系統外ルートにより系統

ルートによる需要者向け価格より低い価格（以下「低価格」という。）で約二〇の単協に販売していたところ、同年一一月一九日、同社に対し、右低価格販売を直ちに取りやめるよう申し入れるとともに、同社の指定県から神奈川県を即日除外し、また、更に右低価格販売を続行するときは、他の指定県についても順次これを除外し、最終的には取引を停止する旨を申し渡した。

このため、トモクは、昭和五七年一一月下旬、全農に対し、長野県下における青果物用段ボール箱の販売先及び販売先別販売数量を報告するとともに、以後は、同県の需要者に対し受注活動を行わない旨及び需要者から引き合いがあった場合にはその数量、価格等を全農に連絡する旨を申し出た。

その後、トモクは、前記単協向けの青果物用段ボール箱の販売を取りやめている。

口 全農は、指定メカである日本ハイパック株式会社（以下「日本ハイパック」という。）が、指定県でない山形県において出荷組合からの引き合いに応じ昭和六〇年産ブドウ用段ボール箱を系統外ルートにより低価格で販売することとしていたところ、昭和六〇年四月上旬、同社に対し、今後需要者に対し受注活動を行わないよう申し入れた。

次いで、全農は、右の出荷組合が昭和六一年産ブドウ用段ボール箱についても日本ハイパックに発注しようとする動きを示したので、昭和六一年二月中旬、同社に対し、需要者から引き合いがあつても系統外ルートにより販売しないようにする旨を確約するよう申し入れた。

これを受け、日本ハイパックは、同月下旬、全農に対し、以後は、全農の指示を遵守し、需要者に対し受注活動をしない旨を申し出た。

その後、日本ハイパックは、山形県において青果物用段ボール箱を需要者に販売していない。

ハ 全農は、指定メカでなかつた鎌田段ボル工業株式会社（以下「鎌田段ボル工業」という。）がかねてから岩手県等において青果物用段ボル箱を系統外ルートにより低価格で需要者に販売していたところ、昭和五八年夏ごろ岩手県経済連とその対策について検討した結果、鎌田段ボル工業が低価格販売等を行わなければ指定メカとすることとし、同社にこの旨を伝えた。しかして、鎌田段ボル工業がこれを了承したので、全農は、昭和五八年秋ごろから一年間同社の販売状況を監視した後、昭和六〇年三月中旬、同社に対し、

- (1) 岩手県内において、今後、需要者に直接販売しないようとする旨
- (2) 岩手県外において需要者に直接販売しているものについては、協議の上、今後、系統ルートによる供給に切り替える旨を申し入れ、その遵守を確約させた上、同社を岩手県を指定県とする指定メカとし、取引を開始した。

その後、鎌田段ボル工業は、青果物用段ボル箱を供給するに際し、右確約事項を遵守している。

(イ) 全農は、段ボル原紙の購入先であるセツツ株式会社が埼玉県熊谷市に段ボル箱製造工場を建設し、昭和六〇年六月ごろから青果物用段ボル箱の需要者に対して受注活動を行っていたところ、同社がこの分野に新たに参入すると系統外ルートによる低価格販売が拡大することが懸念されたため、同年七月月中旬、同社に対し、右受注活動を取りやめるよう申し入れた。

これを受けて、セツツ株式会社は、全農との段ボル原紙の取引に悪影響が出ることを懸念して、右受注活動を取りやめた。

(ロ) 全農は、株式会社トキワパッケージ（以下「トキワパッケージ」という。）が埼玉県児玉郡児玉町に段ボル箱製造工場を建設し、昭和六一年九月ごろから青果物用段ボル箱の製造販売を開始したところ、

これを取りやめさせるため、次の措置を講じた。

(1) 全農は、昭和六二年一月中旬、東日本段ボール株式会社等埼玉県を指定県とする指定メークーとの会合において、これら指定メークーに対し、トキワパッケージに青果物用段ボール箱向け段ボールシート（以下「青果物用シート」という。）を供給しないよう要請した。

このため、これら指定メークーのうちトキワパッケージに青果物用シートを供給していた東日本段ボール株式会社は、全農から青果物用段ボール箱の取引を停止されることを懸念し、昭和六二年二月初旬、トキワパッケージに対する青果物用シートの供給を停止した。

(2) また、全農は、東日本段ボール株式会社が右(1)の青果物用シートの供給を停止した後、指定メークーである日本マタイ株式会社がトキワパッケージからの求めに応じ青果物用シートを供給しようとし

ていたところ、同社に対し、昭和六二年三月ごろ、トキワパッケージに青果物用シートを供給しないよう要請した。

このため、日本マタイ株式会社は、全農との青果物用段ボール箱の取引に悪影響が出ることを懸念し、トキワパッケージに対し青果物用シートを供給しないこととした。

(3) トキワパッケージは、右(1)及び(2)により青果物用シートの入手が困難となつたため、昭和六二年六月ごろ、段ボールシートの製造設備を導入して自社で青果物用シートを製造し、青果物用段ボール箱の製造販売を行うこととした。

そこで、全農は、トキワパッケージに青果物用段ボール箱の製造販売を取りやめさせるための方策として、同社の実質的な親会社である常盤産業株式会社（以下「常盤産業」という。）に対し経済上の不利益を与えることとし、昭和六二年夏から秋にかけて、常盤産業

から段ボール中芯原紙を購入しており、かつ、指定メーカーであるレンゴー株式会社（以下「レンゴー」という。）、本州製紙株式会社（以下「本州製紙」という。）、トモク及び森紙業株式会社（以下「森紙業」という。）の四社に対し、これらとの会合等において、常盤産業から段ボール中芯原紙を購入しないよう繰り返し要請した。

これを受けて、右四社のうち森紙業を除く三社は、全農からの要請が再三であったことにかんがみ、全農との青果物用段ボール箱の取引に悪影響が出ることを懸念して、同年一一月以降、順次、常盤産業からの段ボール中芯原紙の購入数量を削減していった。

(二) しかし、トキワパッケージは、昭和六三年一〇月一日、段ボール箱の製造販売を中止するに至った。

(三) 全農は、かねてから、東日本において、需要者が青果物用段ボール箱の購入を系統ルートから系統外ルートに変更することを防止するため、

同一の規格の青果物用段ボール箱について系統外ルートによる低価格での売り込みがあったときは、その売り込みを受けた地区の単協の申出に応じ、当該単協に対し、系統ルートによる需要者向け価格と当該低価格との差に同一の収穫期用として系統ルートにより購入した当該規格の青果物用段ボール箱の全数量を乗じて得た額の金員を補てんすることとしている。

全農は、右の補てんに要する費用について、必要に応じ、その全部又は一部を「市況対策費」と称して当該単協が系統ルートにより購入した青果物用段ボール箱を製造した指定メーカーに提供させることとし、当該指定メーカーにその提供を要請している。この要請は、他の段ボール箱製造業者等が行った売り込みに係るものについてまで行われている。

しかし、右要請を受けた指定メーカーは、全農との青果物用段ボール箱の取引の継続を必要とする立場上、「市況対策費」の負担を余儀な

くされており、また、指定メークーは、この負担を回避するため、自ら青果物用段ボルト箱を系統外ルートで需要者に低価格で販売しないようにしているほか、他の段ボルト箱製造業者に対しても同様の行為をしないよう要請している。

(四) 全農は、かねてから、段ボルト箱製造業者等による青果物用段ボルト箱の低価格での売り込みが頻繁に行われ、同段ボルト箱の系統ルートによる供給割合が東日本の中で相対的に低かった茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県（以下これらを「関東五県」という。）において、この供給割合を引き上げるため、その方策について関東五県の各経済連と協議、検討してきた。

その結果、全農は、昭和五六年九月ごろ、関東五県における有力な段ボルト箱製造業者であり、これら五県のすべてを指定県としていたレンゴー並びに一部の県を指定県としていた本州ダンボル工業株式会社、

福岡製紙株式会社、トモク及び森紙業の五社（以下「五社」という。）が指定メークーであるにもかかわらず青果物用段ボルト箱を系統外ルートにより低価格で販売していたので、これらの系統外ルートによる販売を系統ルートによる供給に切り替えさせること、指定メークー以外のものが行う系統外ルートによる低価格での販売を防止させること、本州ダンボル工業株式会社、トモク及び森紙業の三社についてはレンゴーと同様に同地区のすべての県を順次指定県として追加していくこと等を内容とする「関東五県対策」と称する措置を講じることとした。次いで、全農は、昭和五六年一〇月下旬、「関東五県対策」を実施するため、五社の青果物用段ボルト箱の営業担当責任者を東京支所に招致し、五社に対し、

イ 直接需要者に又は農業用資材販売業者等に青果物用段ボルト箱を販売しないようにする旨及び系統外ルートにより販売する他の段ボルト

箱製造業者に青果物用シートを販売しないようとする旨

ロ 系統外ルートにより販売している青果物用段ボルト箱については、全農及び関係経済連と協議の上、段階的に系統ルートによる供給に切り替える旨

ハ やむを得ず系統外ルートにより青果物用段ボルト箱を販売せざるを得ない場合には、事前に全農及び関係経済連と協議する旨及び原則として系統ルートによる需要者向け価格以上の価格で販売するようにする旨

ニ 五社が右イ、ロ又はハに反した場合は、ペナルティとして、指定県の一部除外、取引の停止又は「市況対策費」等を負担させる措置を採る旨

を確認させた。

なお、五社のうち福岡製紙株式会社は昭和五八年六月二八日に、本州

ダンボル工業株式会社は昭和六年六月三〇日に、それぞれ本州製紙に吸収合併された。

右確認に基づき、五社及び本州製紙は、多数の取引先に対し、青果物用段ボルト箱又は青果物用シートの販売を中止し又はその販売数量を削減するとともに、青果物用段ボルト箱を系統外ルートにより販売するときは全農と協議している。

第二 法令の適用

一 前記事実の一、二(イ)及び(四)によれば、全農は、指定メカと青果物用段ボルト箱を取引するに当たり、指定メカの事業活動を不當に拘束する条件をつけて当該指定メカと取引しているものであり、また、前記事実の一及び二(イ)によれば、全農は、段ボルト原紙製造業者から段ボルト原紙を購入するに当たり、段ボルト原紙製造業者の事業活動を不當に拘

束する条件をつけて当該段ボル原紙製造業者と取引しているものであり、これらは、いずれも不公正な取引方法（昭和五七年公正取引委員会告示第一五号）の第一三項に該当し、

- 二 前記事実の一及び二(イ)によれば、全農は、不當に、指定メカニに、段ボル箱製造業者に対する青果物用シートの供給を拒絶させ、又は段ボル原紙製造業者からの段ボル中芯原紙の購入数量を制限させているものであり、これらは、前記不公正な取引方法の第二項に該当し、
- 三 前記事実一及び二(同)によれば、全農は、自己の取引上の地位が優越していることをを利用して、正常な商慣習に照らして不當に、指定メカニに対し、自己のために金銭を提供させているものであり、これは、前記不公正な取引方法の第一四項第二号に該当し、
それぞれ、独占禁止法第一九条の規定に違反するものである。

平成二年一月一日

-21-

公 正 取 引 委 員 会

委員長 梅澤 節男

委員 宮代 力

委員 伊従 寛

委員 佐藤 徳太郎

委員 宇賀 道郎

-22-